

改正

平成29年1月31日議会告示第1号

中間市議会委員会傍聴規程

(目的)

第1条 この規程は、中間市議会委員会条例（昭和42年中間市条例第12号）第18条第3項の規定に基づき、委員会の傍聴に関し必要な事項を定める。

(傍聴の手続)

第2条 委員会を傍聴しようとする者は、委員会当日所定の受付時間に受付場所で委員会傍聴簿兼傍聴申込書（別記第1号様式）に所要事項を記入し、委員長に申し込まなければならない。ただし、報道関係者については、この限りでない。

2 委員長は、前項の申込みを受けたときは、その内容を審査し、傍聴の許可をした者（以下「傍聴人」という。）に対しては、委員会傍聴許可章を交付する。

3 委員長が前項の許可をする際、第5条に規定する傍聴人の数を超過している場合は、抽選により許可を行う。

(委員会傍聴許可章)

第3条 委員会傍聴許可章（別記第2号様式）の交付を受けた者は、当日の委員会に限り傍聴することができる。

2 委員会傍聴許可章は、胸部分に明示しなければならない。

(委員会傍聴許可章の返還)

第4条 委員会傍聴許可章の交付を受けた者が傍聴を終え退場しようとするときは、委員会傍聴許可章を返還しなければならない。

(傍聴人の数)

第5条 傍聴人の数は、次のとおりとする。

(1) 第1委員会室は、10人以内とする。

(2) 第2委員会室は、5人以内とする。

2 特別の事情がある場合の傍聴人の数は、委員長がその都度、委員会に諮って決める。

(傍聴の禁止)

第6条 次の各号の一に該当する者は、傍聴することができない。

(1) 銃器その他人に危害を加えるおそれのあるものを携帯している者

(2) 酒気を帯びている者

(3) その他議事の妨害になるとと思われるような事情が認められる者

(傍聴人の守るべき事項)

第7条 傍聴人は、次の各号の事項を遵守しなければならない。

(1) 委員会における言論に対して批評を加え、又は拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。

(2) 飲食又は談話をしないこと。

(3) 騒ぎたてる等審議を妨げるような行為をしないこと。

(4) はち巻、腕章の類をする等示威的行為をしないこと。

(5) 新聞、雑誌等を閲読しないこと。

(6) みだりに席を離れないこと。

(7) その他委員会審議の妨げとなるような行為をしないこと。

(撮影及び録音等の禁止)

第8条 傍聴人は、写真、ビデオ等を撮影し、又は録音してはならない。ただし、あらかじめ委員長の許可を得ている者は、この限りでない。

(委員長の指示)

第9条 傍聴人は、すべて委員長の指示に従わなければならない。

(傍聴人の退室)

第10条 傍聴人は、次の各号に掲げる場合には、速やかに退場しなければならない。

- (1) 委員長が秘密会であることを宣告し、傍聴人の退場を命じたとき。
 - (2) 傍聴人がこの規程に違反し、委員長が退場を命じたとき。
- 2 前項第2号の規定により、退場を命ぜられたものは、当日再び委員会室に入ることはできない。
(委任)

第11条 この規程に定めるもののほか、委員会の傍聴に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成12年3月3日から施行する。

附 則 (平成29年1月31日議会告示第1号)

この告示は、平成29年2月28日から施行する。

別記第1号様式 (第2条関係)

別記第1号様式 (第2条関係) 委員会傍聴簿兼傍聴申込書 (記入後に箱にお入れください)			
月	定例会 臨時会	(総合政策・市民厚生・産業消防) 委員会	平成 年 月 日
氏 名		住 所	年 齢

別記第2号様式 (第3条関係)

第2号様式 (第3条関係)

委 員 会 傍 聴 許 可 章

NO 1

中 間 市 議 会